

「住宅分野」における不利益取扱い等 (第6回会議での主な意見)

○ 不利益取扱いに関する意見

- ・ 火を使うので危ないからとか、空いていると言っていたのに障害があると分かったとたん全部決まったからだめと言われるなど、入居拒否が非常に多い。障害者基本法ではどこで誰と生活するかを選択する権利が確保されているが、家主が出てくる前に不動産業者の段階ではねられてしまうことが多い。また、二人の保証人を求められることもあり、住宅が確保できない。
- ・ グループホームや作業所等の障害者施設が近所にできることに対して、地域住民から非常に抵抗がある。「土地の値段が下がる」、「火災保険の保険料が上がる」、ゴミを空けられて「紙おむつが不衛生」など、意地悪なことを言われることがある。地域社会のあり方の問題で、自由に住むことに対する差別がたくさんある。
- ・ グループホーム建設の際に、住民の反対運動が起こることがある。さいたま市の条例では、差別の一つとして条例の対象としている。
- ・ 北欧ではグループホームといっても個人の住宅だという意識が大変強い。グループホームを作る場合に地域に反対されるが、「施設」というイメージが強いからではないか。それぞれの「家」だということを啓発する必要があるし、差別があれば解消する手立てが必要。
- ・ アパートやマンションの賃貸契約書は、事細かに自己防衛をしないと、何か起きたときに対応できない。賃貸契約の内容をどこまで規制するのがいいのか、あまり事細かな賃貸契約をしなくてすむ社会になればよいが、今の社会全体の風潮も考慮に入れて考える必要。行政が強制的にやるといっても限度があり、お互いに理解して、お互いに解決していく自主的な働きかけや、今後の対応策に力を置くべき。
- ・ 賃貸契約のとき、精神障害の人がなにか問題を起こすと考えすぎるが、福祉制度でヘルパーを入れるなどにより事件や事故、火事は防げる。障害のない人の事件や事故の方が明らかに多い。

○ 共生社会の実現に向けた推進方策に関する意見

(障害に対する理解促進に関する意見)

- ・ 精神科病院からの地域移行等を進めるため、グループホーム・ケアホームの整備を推進しているが、地域でかなりの抵抗もある。どうやって住民の理解を深めていくのか難しい課題。
- ・ グループホームが障害者の最後の住み家ではなく、最終的には個人で家に住むことが最も自立した生活だろうと思う。そこまでいくまで、これから何年かかるか分からないが。
- ・ 建築・設計・施工・工務店がバリアフリーの知識が不足している。障害者用のトイレ、スロープ、手すりを作るくらいしか知らない。障害当事者が講師となった勉強会を開いていかなければならない。

(制度やサービスの改善等に関する意見)

- ・ 精神障害者で社会的入院をしている多くの方の地域の条件を整えば退院できるという調査があるが、退院が進んでいない。退院して地域生活をする場所がないのは大きな問題であり、地域の受皿の整備を進める必要。
- ・ グループホームを作るときに、まだまだ根強い住民の意識が残っている。障害者が地域で暮らしやすい、地域と共に生活できる仕組み作りをすることが大事。啓発をもっとするほか、一般の住宅施策の中にグループホーム推進を位置づけるべき。地域は異種なものに非常に反応するので、一般施策の中で進めるのがよい。

- ・ 建築基準法でグループホームは「寄宿舍」と判断されることが多く、その場合は耐火設備等を設ける必要。そうすると、既存の住宅を改修してグループホームを整備することが難しくなるという問題があり、改善が必要。
- ・ 障害のある方が住みたい地域に住み、必要な情報が伝わるよう、例えば、自治会や町内会が手話通訳の派遣や点字訳を必要とする際、行政がそうした機関を紹介していく、地域も行政も協力しながら、コミュニケーション力等も高めていく方法について、行政サービスの一環として検討できないか。
- ・ 住宅を借りられたとしても、バリアフリー改修にお金がかかり、そこを出るときの原状復帰にもお金がかかるという問題がある。
- ・ 市営住宅や府営住宅の障害者枠が非常に少ないのも問題。
- ・ 府営住宅の障害者優先入居の戸数が非常に少ない。また、京都市中心部では募集がない。障害者支援課がもっと力を入れて府営住宅担当部局へ働きかけるべき。まず行政から踏み込んでもらいたい。
- ・ 府営住宅の話が出ているが、条例がなくてもできることは、条例を待たずに率先してやってもらいたい。

○ 条例検討の進め方等に関する意見

- ・ 他府県条例だけを参考にするのでなく、独自の特性を踏まえた条例にすべきである。
- ・ 障害者基本法や障害者権利条約は理念を規定する抽象的な大原則を規定しており、具体的な場面での人々の行為を規制するものではない。その理念を実現するためには、少し細かい規範を提示する必要であり、京都府の条例とその解釈指針で規定する必要。
- ・ 条例がなくてもできることは早急に取り組んでもらいたい。また、条例ができて、条例で全てが直ちに解決するわけではないので、条例ができた後も、必要な取組や改善を続けてやってもらいたい。